

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 38 回食品衛生部会

日時 : 2006 年 12 月 4 日 (月) ~ 12 月 9 日 (土)

場所 : ヒューストン (アメリカ)

議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会から食品衛生部会への付託事項
3.	FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議 (JEMRA) の経過報告及び関連事項
4.(a)	微生物学的リスク管理の実施に関する原則及びガイドライン案 (ステップ 7)
4.(b)	付属文書 : 食品安全目標値、達成目標値、加工及び製品規準の使用例 (ステップ 4)
5.(a)	卵及び卵製品の衛生実施規範の改訂案 (ステップ 7)
5.(b)	付属文書 : 殺微生物処置と食品安全目標値、達成目標値、達成規準の適用 (ステップ 4)
6.(a)	調理済み食品中のリステリアモノサイトジェネスの管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン案 (ステップ 7)
6.(b)	付属文書 : 食品安全目標値から導き出される、微生物学的規準における微生物学的上限値及びサンプリングプラン ; 例 : 調理済み食品中のリステリアモノサイトジェネス (ステップ 4)
7.	乳幼児用調整粉乳に関する衛生実施規範原案 (ステップ 4)
8.	食品衛生管理手法の妥当性確認に関するガイドライン原案 (ステップ 4)
9.	食品衛生部会の作業管理
10.	その他の事項及び今後の作業
(a)	微生物学的ハザードのためのリスクに基づく規格の策定 : プロセスの強化
(b)	国際貿易における乳・乳製品へのラクトペルオキシダーゼシステムの使用
(c)	食品衛生部会における作業の優先順位決定に関する特別作業部会報告の検討
11.	次回会合の日程及び開催地
12.	報告書の採択

第 38 回食品衛生部会 (CCFH) 概要

1 開催日及び開催場所

平成 18 (2006) 年 12 月 4 日 (月) ~ 12 月 9 日 (土)
ヒューストン (米国)

2 参加国及び国際機関

54 加盟国、1 加盟機関 (EC) 及び 12 国際機関、参加者総数は 176 名

3 我が国からの出席者

厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 企画情報課 国際食品室長	依田 紀彦
国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部 主任研究官	豊福 肇
厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 基準審査課 規格基準係長	松本 留美
監視安全課 係員	畑中 理恵
企画情報課 国際食品室係員	白井 麻衣子
農林水産省消費・安全局 消費・安全政策課 課長補佐	辻山 弥生
同課 表示・規格専門官	佐々木 貴正
内閣府 食品安全委員会事務局 評価課微生物・ウイルス係長	川本 千枝
テクニカルアドバイザー	
東京大学医学部附属病院企画情報運営部 助教授	今村 知明
日本食品衛生協会	大川 禎一郎
日本食品衛生協会	上門 英明

4 ガイドライン原案等について総会に諮ることが合意された議題

議題 4 (a) 微生物学的リスク管理 (MRM) の実施に関する原則及びガイドライン案

本原則及びガイドライン原案は、微生物リスク評価の結果を活用し、新たに作成された FS0 (食品安全目標値)、P0 (達成目標値)、PC (達成規準) 等の概念を取り入れて、微生物学的リスク管理の実施方法について討議しているものである。しかしながら、FS0 等の定義について、現段階では合意が困難であったことから、既にあった付属文書 (FS0、P0、PC の使用例) とともに新たな付属文書として切り離し、主として残りの本体部分を検討する旨、合意された。

本体部分についてセクションごとに確認作業を進めた結果、本体部分とリスクプロファイルに含むべき事項の例の部分 (付属文書) のみ、ステップ 8 で採択するよう総会に勧告することとした。

議題 5 (a) 卵及び卵製品の衛生実施規範の改訂案

本議題はコーデックス規格及び関連テキストの衛生規範を FAO/WHO による卵中の *Salmonella* 属に関するリスク評価の結果等、最近の科学的知見に併せて改訂する作業であり、第 33 回 CCFH より「卵及び卵製品」の衛生規範改訂について討議しているものである。

我が国からは、既に提出済みの文書コメントに基づき、卵の生産段階における輸送及び製品の輸送時において、「微生物汚染」のみならず、「微生物の増殖防止」も考慮するよう提案した。しかしながら、複数の国からやや厳しすぎるとの意見が出、またその概念は既に“Recommended International Code of Practice General Principles of Food Hygiene”の「transportation (輸送)」のセクションなどでカバーされていると指摘を受け、反映されなかった。

基本的に各国のコメントは文案の編集上の修正であったため、部会は本改訂案をステップ 8 で採択するよう総会に勧告することとした。

議題 6 (a) 調理済み食品中の *L. monocytogenes* の管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン案

部会は、本ガイドライン案の適用範囲を調理済み食品に限定することを確認した。その他、保存・輸送段階におけるリステリアの増殖を最小限にするという記載の削除や、リステリア制御の pH 値を 4.0 から 4.4 とすること及びいくつかのパラメーターの組み合わせで *L. monocytogenes* を管理する場合の妥当性確認の必要性の明記（ただし、pH 及び温度のようにすでに十分な妥当性確認が行われた単一のパラメーターによる管理の場合は不要）等、文案の修正が行われた後、ガイドライン案の本体及び付属書（工場施設内環境モニタリングプログラム）についてステップ 8 で採択するよう総会に勧告することとした。また、本ガイドラインに明確な微生物規格を含めることについて合意されたことから、ドイツを座長とする物理的作業部会（日本も参加を表明）で作業を進め、次回会合において検討することとされた。

5 その他の議題

議題 2 コーデックス総会 (CAC) 及びその他の部会から食品衛生部会への付託事項

魚類・水産製品部会 (CCFFP) からの付託事項については、部会開催中の作業部会（ノルウェーが座長、日本も参加）で検討された。

特に「活及び生鮮二枚貝の微生物規格 (Microbiological Criteria)」について幾つか問題点があるため、CCFH から CCFFP に対し指摘事項を送付し、次回の CCFFP (2008 年 2 月) で検討・修正したうえで、再度 CCFH へ付託するよう求めた。主な指摘事項としては以下のとおり。

- 「食品中の微生物規格の設定及び適用 (CAC/GL21-1997)」に記載されている要

件をみたとすこと、

- 微生物規格の科学的な根拠を示すこと、
- *Salmonella* 属と *Vibrio parahaemolyticus* の分析法を示すこと、
- 糞便系大腸菌群 (Faecal coliforms) の検査法については 1970 年のもので古い
ため、より新しい方法がないか確認すること (CCFH としては糞便系大腸菌群よ
りも *E. coli* の方が良い指標菌であると考え)、
- サンプルング計画を作成すること、
- 数値の表し方を整理すること、
- 規格に適合しなかった場合の措置を明らかにすること、
- *V. parahaemolyticus* の規格に関して、病原性株の菌数なのか全ての *V.*
parahaemolyticus の最確数なのか、この数値の科学的根拠はなにか及び最
大許容値の数値の表現方法を明確にすること。

なお、貝毒については、自然発生毒であることから、二枚貝中の基準案の“Contaminant (汚染物質)”のセクションに移動し、この分野の専門部会(食品汚染物質部会)へ委託すべきとされた。

議題 7. 乳幼児用調製粉乳に関する衛生規範原案

本会合に先立ち、カナダ主導の作業部会が、FAO/WHO 専門家会合の結論に基づき再ドラフトした、乳児(12ヶ月齢未満)及び幼児(12ヶ月齢から36ヶ月齢)を対象とした調整粉乳の衛生管理規範原案について審議した。

調製粉乳の対象月齢 (Scope) について、各国から様々な意見が出され、EC からは高リスク集団である 2 ヶ月未満の乳児を対象とすべきとの意見が出る一方、米国及びニュージーランドは全ての粉乳製品を対象とすべきと主張した。我が国は、FAO/WHO 専門家会合において科学的知見に基づき検討がなされているのは 12 ヶ月齢未満の乳幼児調製粉乳に関する *Salmonella* 属 及び *E. sakazakii* による健康影響であるため、本衛生規範案の対象範囲は 12 ヶ月齢未満の乳児に限定するべきであり、それ以外への適用については、今後の国際機関等における科学的検討を踏まえて対処すべきであるとの発言を行った。

しかし、各国の意見の集約ができなかったことから、全ての粉乳製品を対象とした適正衛生規範 (Good Hygiene Practice, GHP) を主体とする本文書、乳児用調整粉乳、特殊医療用乳児用調整粉乳、母乳強化剤に特異的な GHP 及び微生物規格を含む Annex A 及び フォローアップミルクに特異的な GHP 及び微生物規格を含む Annex B を作成することで合意した。

なお、本衛生規範原案はステップ 2 に戻され、カナダを座長とする物理的作業部会(日本も参加を表明)において、本部会での審議内容に基づき衛生規範の改訂作業を行うこととされた。